

第592回茨城県内水面漁場管理委員会 次第

日時：令和4年2月24日（木）

午後2時から

場所：茨城県三の丸庁舎3階共用会議室A

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員 名，出席委員 名，欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員 委員

5 議 題

第1号議案 久慈川支流里川における水産動物採捕の禁止区域・期間について（委員会指示）

第2号議案 令和4年度目標増殖量について（委員会公示）

6 報告事項

（1）令和2年度資源管理の状況等の報告について

7 その他

8 閉 会

指 示 (案)

(内水面漁場管理委員会)

茨城県内水面漁場管理委員会指示第 号

久慈川支流里川における水産資源の保護培養を図るため、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 171 条第 4 項の規定に基づく同法第 120 条第 1 項の規定により、次のとおり指示する。

令和 4 年 月 日

茨城県内水面漁場管理委員会
会 長 高 杉 則 行

次表左欄に掲げる区域においては、同表右欄に掲げる期間中、水産動物を採捕してはならない。ただし、試験研究、教育実習又は増養殖用種苗の供給を目的とするものとして茨城県内水面漁場管理委員会の承認を受けたものは、この限りでない。

禁 止 区 域	禁 止 期 間
久慈川支流里川のうち中の沢	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 3 1 日まで

久慈川支流里川における水産動物の採捕に係る委員会指示取扱要領

令和 年 月 日付け茨城県内水面漁場管理委員会指示第 号に係る水産動物採捕の承認に関する取扱いについては、次のとおりとする。

(申請書の提出)

第1 水産動物採捕の承認を受けようとする者は、承認申請書(様式第1号)に次の書類を添えて委員会に提出しなければならない。

- (1) 久慈川漁業協同組合の同意書(写し)
- (2) その他委員会が必要と認めた書類

(承認証の交付)

第2 委員会は、水産動物採捕を承認したときは、承認証(様式第2号)を申請者に交付する。

(承認の条件)

第3 承認の条件は、次のとおりとする。

- (1) 採捕にあたっては、承認証を携帯しなければならない。
- (2) 承認を受けた者は、採捕状況を採捕終了後速やかに委員会に報告しなければならない。

(承認内容の変更)

第4 承認を受けた者が、承認内容を変更しようとするときは、変更承認申請書(様式第3号)を提出して、委員会の承認を受けなければならない。この場合において、第1の規定を準用する。

(変更の承認)

第5 委員会は、第4の変更を承認したときは、遅滞なく承認証を書き換えて交付する。

(様式第1号)

水産動物の試験研究等採捕承認申請書

令和 年 月 日

茨城県内水面漁場管理委員会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

久慈川支流里川における水産動物採捕の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 採捕の目的

2 計画の概要

(1) 採捕の場所

(2) 採捕の期間

(3) 使用する漁具及び漁法

(4) 採捕に従事する者の住所及び氏名

(様式第2号)

茨内 第 号	
久慈川支流里川における水産動物の採捕承認証	
住 所	
氏名又は名称	
採 捕 場 所	
使用する漁具 及 び 漁 法	
採捕従事者の 住所及び氏名	
承認有効期間	
令和 年 月 日	
茨城県内水面漁場管理委員会 会 長 高 杉 則 行	

(様式第3号)

水産動物の試験研究等採捕の承認内容変更申請書

令和 年 月 日

茨城県内水面漁場管理委員会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

さきに承認を受けた久慈川支流里川における水産動物の採捕について、下記のとおり内容を変更したいので、申請します。

記

1 承認番号

2 変更しようとする事項

項 目	現 在 の 承 認 内 容	変 更 し よ う と す る 内 容

3 変更しようとする時期

4 変更しようとする理由

内水面第5種共同漁業権の増殖義務について

令和4年2月24日
茨城県農林水産部漁政課

1 内水面漁業の特性

内水面漁業は海面漁業と異なり、

- 資源が枯渇する恐れが大きく、増殖しなければ漁業が成り立たない性格のものが多い
- 河川は公共的性格が強く、漁業者や採捕者のほかに広範な遊漁人口を抱えているなどの特性があります。このため、海面の漁業制度とは別に、内水面のための制度が定められています。

- ・内水面漁業協同組合に漁業権を免許するとともに、水産動植物の増殖義務を課す。
- ・漁業権者と遊漁者との間においては、都道府県知事の認可を必要とする内水面漁業協同組合の遊漁規則により、その調整を図る（遊漁に関する制限、遊漁料の設定等）。

2 内水面の漁業権（第5種共同漁業権）に関する規定

内水面における漁業権の免許にあたっては、増殖が必要であることが、漁業法の中に明記されています。

○漁業法（抜粋）

（内水面における第5種共同漁業権の免許）

第168条

内水面における第5種共同漁業（中略）は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。

第169条

都道府県知事は、内水面における第5種共同漁業の免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っていると認めるときは、内水面漁場管理委員会（中略）の意見を聴いて増殖計画を定め、その者に対し当該計画に従って水産動植物を増殖すべきことを命ずることができる。

- 2 前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、都道府県知事は、当該漁業権を取り消さなければならない。
- 3 前項の場合には、第89条第3項から第7項までの規定を準用する。
- 4 農林水産大臣は、内水面における水産動植物の増殖のため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第1項の規定による命令をすべきことを指示し、又は当該命令に係る増殖計画を変更すべきことを指示することができる。

3 その他

水産庁長官通達等により、第5種共同漁業権の増殖義務に関する指針が示されています。

○水産庁長官技術的助言（平成24年6月8日付け 24水管第684号）（抜粋）

<漁場計画の樹立について>

7. 第5種共同漁業権について

- (2) 増殖とは、人工ふ化放流、稚魚又は親魚の放流、産卵床造成等の積極的人為手段により採捕の目的をもって水産動植物の数及び個体の重量を増加せしめる行為に加え、堰堤等により移動が妨げられている滞留魚の汲み上げ放流や汲み下ろし放流もこれに含まれるものとし、養殖のような高度の人為的管理手段は必要としないが、単に漁具、漁法、漁期、漁場及び採捕物にかかる制限又は禁止等消極的行為に止まるものは含まれない。
- (5) 第5種共同漁業権については、漁業権者が増殖をする場合でなければ設定できず、また、漁業権者が増殖を怠った場合には当該漁業権を取り消さなければならないものであるため、以下の事項に留意されたい。

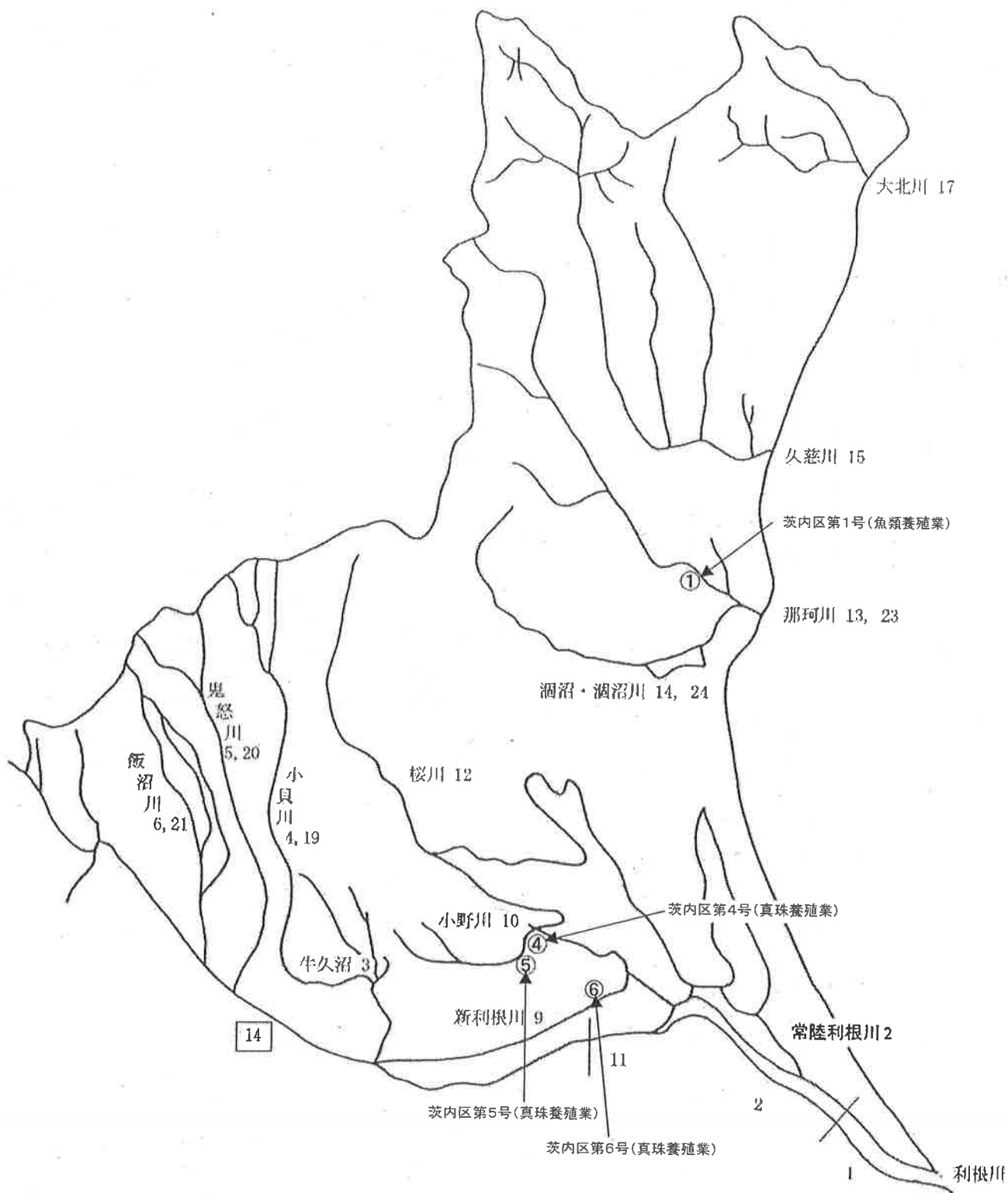
イ 毎年度の目標増殖量等

漁業権免許後は、漁業権者が計画的に資源の拡大的増殖を行うよう、委員会が、毎年その年度の目標増殖量等を各漁業権者に示し、かつ、委員会名でこの目標増殖量等を県公報で一括公示すること。委員会が毎年目標増殖量等を決定するに当たっては、漁場環境の変化、天然再生産等、技術的な調査、専門家の意見、過去の実績及び漁業権者の経済的負担能力等を十分勘案し、適正なものとするよう考慮されたい。

（ 中 略 ）

なお、知事及び委員会は、漁業権者がこの目標増殖量等を達成するよう指導するとともに、毎年、漁業権者から増殖実施量等の報告を求めることとされたい。

内水面共同漁業権免許現況図(令和4年1月1日現在)



内水面共同漁業権免許状況

(令和4年1月1日現在)

記号	免許番号	漁業種類	漁業権者
1	茨内共第1号	第1種共同漁業	はさき漁協
2	茨内共第2号	第5種共同漁業	常陸川漁協
3	茨内共第3号	〃	牛久沼漁協
4	茨内共第4号	〃	鬼怒小貝漁協、小貝川漁協、鬼怒利根漁協、関東漁協
5	茨内共第5号	〃	鬼怒小貝漁協、鬼怒利根漁協、関東漁協
6	茨内共第6号	〃	鬼怒小貝漁協、関東漁協
9	茨内共第9号	〃	新利根漁協
10	茨内共第10号	〃	新利根漁協
11	茨内共第11号	〃	新利根漁協
12	茨内共第12号	〃	霞ヶ浦漁協、桜川漁協
13	茨内共第13号	〃	那珂川第一漁協、那珂川漁協
14	茨内共第14号	〃	大瀬沼漁協
15	茨内共第15号	〃	久慈川漁協
17	茨内共第17号	〃	大北川漁協
19	茨内共第19号	第1種共同漁業	関東漁協、小貝川漁協
20	茨内共第20号	〃	関東漁協
21	茨内共第21号	〃	関東漁協
23	茨内共第23号	〃	那珂川第一漁協、那珂川漁協
24	茨内共第24号	〃	大瀬沼漁協
①	茨内区第1号	第2種区画漁業 (魚類養殖)	(有)小平鯉金魚養殖場
④	茨内区第4号	第1種区画漁業 (真珠養殖)	戸田真珠(有)、新利根漁協
⑤	茨内区第5号	〃	清和真珠(株)、新利根漁協
⑥	茨内区第6号	〃	大湖真珠(株)、新利根漁協
14	内共第14号 (千葉県知事免許)	第5種共同漁業	新利根漁協、鬼怒利根漁協、千葉県2漁協(手賀沼漁協、印旛沼漁協)、埼玉県1漁協(埼玉県北部漁協)

内水面における第1種及び第5種共同漁業の漁場計画 概要

1. 公示番号 (茨内共)		1	19	20	21	23	24	1. 公示番号 (茨内共)		2	3	4	5	6	9	10	11	12	13	14	15	17	
2. 免許の内容たるべき事項	(1) 漁業種類等	第1種共同漁業						第5種共同漁業															
	ア 漁業種類	第1種共同漁業						第5種共同漁業															
	イ 漁業の名称	第1種共同漁業						第5種共同漁業															
	えむし					○	○																
	しじみ		○	○	○	○	○																
	かき	○					○																
	あさり	○																					
	はまぐり	○																					
	えび							○	○						○	○		○	○	○			
	こい							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ふな							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	うなぎ								○	○	○	○	○				○		○	○	○	○	○
	わかさぎ							○	○						○	○		○	○	○			○
	もつご								○	○	○	○	○										
	ひがい									○	○	○	○										
	たなご								○	○	○	○	○	○	○	○							
	うぐい									○	○	○	○						○	○	○	○	○
	にごい									○	○	○	○					○	○				
	どじょう									○	○	○	○	○	○	○							
	なまず									○	○	○	○										
あゆ									○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	
おいかわ								○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	
ぼら									○	○	○	○						○	○	○	○	○	
はぜ																	○	○	○	○	○	○	
そうぎよ																							
れんぎよ																							
かじか																			○				
やまめ																			○		○	○	
いわな																					○	○	
もろこ								○									○					○	
さくらます																		○			○		
ウ 漁業時期	1月1日から12月31日まで						1月1日から12月31日まで																
(2) 漁場の位置 (代表河川名)	利根川	小貝川	鬼怒川	飯沼川 仁連川	那珂川	澗沼 澗沼川	常陸利根川 利根川	牛久沼 谷田川	小貝川	鬼怒川	飯沼川 仁連川	新利根川	小野川	利根川	桜川	那珂川 緒川	澗沼 澗沼川	久慈川	大北川				
3. 漁業権者(漁協)	はさき	関東 小貝川	関東	関東	那珂川 那珂川第 一	大澗沼	常陸川	牛久沼	鬼怒小貝 関東 鬼怒利根 小貝川	鬼怒小貝 関東 鬼怒利根	鬼怒小貝 関東	新利根	新利根	新利根	桜川 霞ヶ浦	那珂川 那珂川第 一	大澗沼	久慈川	大北川				
4. 免許日	平成26年1月1日						平成26年1月1日																
5. 存続期間	平成26年1月1日から令和5年12月31日まで						平成26年1月1日から令和5年12月31日まで																

公 告 (案)

(内水面漁場管理委員会)

◎令和4年度目標増殖量公示

令和4年度第5種共同漁業権魚種に係る目標増殖量については、次のとおりとする。

令和4年 月 日

茨城県内水面漁場管理委員会
会 長 高 杉 則 行

1 放流事業

免許番号	対 象 漁 業 権 者 (漁 協 同 組 合)	目 標 増 殖 量												
		ふ な (k g)	う な ぎ (k g)	わ か さ ぎ (万 粒)	た な ご (千 尾)	う ぐ い (k g)	あ ゆ (k g)	か じ か (千 尾)	や ま め		い わ な		さ くら ま す (k g)	
									稚 魚 (千 尾)	成 魚 (k g)	稚 魚 (千 尾)	成 魚 (k g)		
茨第 内 共 第 2 号	常 陸 川	500		200										
茨第 内 共 第 3 号	牛 久 沼	200	30	1,000										
茨第 内 共 第 4 号	小 貝 川	200	10											
	鬼 怒 小 貝	150	15											
	関 東	150	10											
	鬼 怒 利 根	50												
	小 計	550	35											
茨第 内 共 第 5 号	鬼 怒 小 貝	150	15				300							
	関 東	125	10											
	鬼 怒 利 根	50	20											
	小 計	325	45				300							
茨第 内 共 第 6 号	鬼 怒 小 貝				3									
	関 東	75	10											
	小 計	75	10		3									
茨第 内 共 第 9 号	新 利 根	400		50										
茨第 内 共 第 10 号	新 利 根	100		50										
茨第 内 共 第 11 号	新 利 根	100	10											
茨第 内 共 第 12 号	桜 川	200		200										
	霞 ケ 浦	200												
	小 計	400		200										

免許番号	対 象 漁 業 権 者 (漁協同組合)	目 標 増 殖 量											
		ふ な	う なぎ	わかさぎ	た なご	う ぐい	あ ゆ	かじか	や ま め		い わ な		さくらます
		(k g)	(k g)	(万粒)	(千尾)	(k g)	(k g)	(千尾)	稚 魚 (千尾)	成 魚 (k g)	稚 魚 (千尾)	成 魚 (k g)	(k g)
茨 内 共 第 13 号	那珂川第一	100	100	300									100
	那 珂 川	50	50				300	1.5	5				50
	小計	150	150	300			300	1.5	5				150
茨 内 共 第 14 号	大 瀬 沼	200	100	1,000			10						
茨 内 共 第 15 号	久 慈 川	350	100			470	2,000		40	800	3		200
茨 内 共 第 17 号	大 北 川	350	5	100			300			800		5	

(注) 1 特設漁場への放流分は除く。

2 こいについては、コイヘルペスウィルス (KHV) 病のまん延防止のため、当分の間、放流を見合わせることにし、目標増殖量は定めない。

3 やまめ稚魚放流数量は、産卵直前の親魚を放流する方式に置き換えることが出来る。その際の数量は別に定める計算式により算出するものとする。

2 産卵場造成事業等

放流事業以外の魚種については、産卵場造成等の増殖手段を講ずること。

免許 番号	漁協名	年度	魚種	えび	こい	ふな	うなぎ	わかさぎ	もつご	ひがい	たなご	うぐい	にごい	どじょう	なまず	あゆ	おいかわ	ぼら	はぜ	もろこ	
				(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(万粒)	(kg)	(kg)	(千尾)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)
茨 内 共 第 2 号	常 陸 川	2	公示			500	—	200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			実績			1,000	40	200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		3	公示			500	—	200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			実績			1,000	40	(200)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		4	計画			500	—	200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		茨 内 共 第 3 号	牛 久 沼	2	公示			100	30	1,000		—		—	—	—	—	—		—	—
実績						200	40	180		—		—	—	—	—	—	—		—	—	
3	公示					100	30	1,000		—		—	—	—	—	—	—		—	—	
	実績					230	40	(1,000)		—		—	—	—	—	—	—		—	—	
4	計画					200	30	1,000		—		—	—	—	—	—	—		—	—	
茨 内 共 第 4 号	小 貝 川			2	公示	—		200	10	—											—
		実績	—			200	10	—												—	—
		3	公示	—		200	10	—												—	—
			実績	—		200	10	—												—	—
		4	計画	—		200	10	—												—	—
		鬼 怒 小 貝 関	2	公示	—		250	10	—												—
	実績			—		250	15	—												—	—
	3		公示	—		150	15	—												—	—
			実績	—		150	15	—												—	—
	4		計画	—		150	15	—												—	—
	東 鬼 怒 利 根		2	公示	—		150	10	—												—
		実績		—		150	10	—												—	—
		3	公示	—		150	10	—												—	—
			実績	—		150	10	—												—	—
		4	計画	—		150	10	—												—	—
		4 号 計	2	公示	—		50	10	—												—
	実績			—		50		—												—	—
	3		公示	—		50	10	—												—	—
実績			—		(50)		—												—	—	
4	計画		—		50		—												—	—	
号 計	2		公示	—		650	40	—												—	—
		実績	—		650	35	—												—	—	
	3	公示	—		550	45	—												—	—	
		実績	—		(550)	35	—												—	—	
4	計画	—		550	35	—												—	—		

—: 漁業権対象外魚種 (): 放流予定数量
こい: KHVIによる放流自粛が解除になった場合の計画

令和2年度及び令和3年度目標増殖量委員会公示及び実績並びに令和4年度計画

免許 番号	漁協名	年度	魚種	えび	こい	ふな	うなぎ	わかさぎ	もつご	ひがい	たなご	うぐい	にごい	どじょう	なまず	あゆ	おいかわ	ぼら	はげ	もろこ	
				(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(万粒)	(kg)	(kg)	(千尾)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)
茨 内 共 第 5 号 茨 内 共 第 6 号	鬼 怒 小 貝 関	2	公示	—		250	20	—								300			—	—	
			実績	—		250	15	—									300			—	—
		3	公示	—		150	15	—									300			—	—
			実績	—		150	15	—									300			—	—
	4	計画	—		150	15	—									300			—	—	
		実績	—		125	10	—												—	—	
	東 鬼 怒 利 根 5	2	公示	—		50	10	—											—	—	
			実績	—		100	20	—											—	—	
		3	公示	—		50	10	—											—	—	
			実績	—		(50)	20	—											—	—	
	号 計 画	2	公示	—		425	40	—									300			—	—
			実績	—		475	45	—									300			—	—
		3	公示	—		325	35	—									300			—	—
			実績	—		(325)	45	—									300			—	—
	内 共 第 6 号	鬼 怒 小 貝 関	2	公示	—				—		—	3	—	—		—	—		—	—	—
				実績	—				—		—	3	—	—		—	—		—	—	—
			3	公示	—				—		—	3	—	—		—	—		—	—	—
				実績	—				—		—	3	—	—		—	—		—	—	—
		東 6 号 計	2	公示	—		75	10	—		—			—	—		—	—		—	—
				実績	—		75	10	—		—			—	—		—	—		—	—
3			公示	—		75	10	—		—			—	—		—	—		—	—	
			実績	—		75	10	—		—			—	—		—	—		—	—	
4		計画	—		75	10	—		—			—	—		—	—		—	—		
		実績	—		75	10	—		—		3	—	—		—	—		—	—		
号 計		3	公示	—		75	10	—		—		3	—	—		—	—		—	—	
			実績	—		75	10	—		—		3	—	—		—	—		—	—	
号 計	4	計画	—		75	10	—		—		3	—	—		—	—		—	—		
		実績	—		75	10	—		—		3	—	—		—	—		—	—		

—: 漁業権対象外魚種 (): 放流予定数量
こい: KHVによる放流自粛が解除になった場合の計画

令和2年度及び令和3年度目標増殖量委員会公示及び実績並びに令和4年度計画

免許 番号	漁協名	魚種		えび (kg)	こい (kg)	ふな (kg)	うなぎ (kg)	わかさぎ (万粒)	もつご (kg)	ひがい (kg)	たなご (千尾)	うぐい (kg)	にごい (kg)	どじょう (kg)	なまず (kg)	あゆ (kg)	おいかわ (kg)	ぼら (kg)	はげ (kg)	もろこ (kg)		
		年度																				
茨 内 共 第 9 号	新 利 根	2	公示			400	—	50	—	—		—	—		—	—	—	—	—	—	—	
			実績			400	—	50	—	—		—	—		—	—	—	—	—	—	—	—
		3	公示			400	—	50	—	—		—	—		—	—	—	—	—	—	—	—
			実績			400	—	(50)	—	—		—	—		—	—	—	—	—	—	—	—
4	計画			20	400	—	50	—	—		—	—		—	—	—	—	—	—	—		
茨 内 共 第 1 0 号	新 利 根	2	公示			100	—	50	—	—		—	—		—	—	—	—	—	—	—	
			実績			100	—	50	—	—		—	—		—	—	—	—	—	—	—	—
		3	公示			100	—	50	—	—		—	—		—	—	—	—	—	—	—	—
			実績			100	—	(50)	—	—		—	—		—	—	—	—	—	—	—	—
4	計画			20	100	—	50	—	—		—	—		—	—	—	—	—	—	—		
茨 内 共 第 1 1 号	新 利 根	2	公示	—		100	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			実績	—		100	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		3	公示	—		100	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			実績	—		100	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	計画	—		20	100	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
茨 内 共 第 1 号	桜	2	公示			200	—	200	—	—	—	—	—	—	—	10	—	—	—	—	—	
			実績			200	—	200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		3	公示			200	—	200	—	200	—	—	—	—	—	—	10	—	—	—	—	—
			実績			200	—	200	—	200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4	計画				200	—	200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	川 霞	2	公示			200	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			実績			200	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		3	公示			200	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			実績			200	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4	計画				200	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	浦 1 2 号	2	公示			400	—	200	—	—	—	—	—	—	—	—	10	—	—	—	—	—
			実績			400	—	200	—	200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3		公示			400	—	200	—	200	—	—	—	—	—	—	10	—	—	—	—	—	
		実績			400	—	200	—	200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
4	計画				400	—	200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

—:漁業権対象外魚種 ():放流予定数量
こい:KHVによる放流自粛が解除になった場合の計画

令和2年度及び令和3年度目標増殖量委員会公示及び実績並びに令和4年度計画

免許 番号	漁協名	年度	魚種	えび	こい	ふな	うなぎ	わかさぎ	うぐい	にこい	あゆ	おいかわ	ぼら	はぜ	かじか	やまめ稚魚	やまめ成魚	いわな稚魚	いわな成魚	さくらます		
				(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(万粒)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(千尾)	(千尾)	(kg)	(kg)	(千尾)	(kg)	(kg)
茨 内 共 第 1 3 号	那 珂 川 第 一 那 珂 川 1 3 号	2	公示			100	100	500										—	—	100		
			実績			100	100	500											—	—	100	
		3	公示			100	100	300												—	—	100
			実績			100	100	(300)												—	—	100
		4	計画		100	100	100	100	300											—	—	100
		川 1 3 号 計 大	2	公示			100	50					300				1.5	5		—	—	100
	実績					100	50					420				2.5	5		—	—	100	
	3		公示			100	50					300				2.0	5		—	—	50	
			実績			(100)	50					430				2.8	5		—	—	50	
	4		計画			50	50				300					1.5	5		—	—	50	
	茨 内 共 第 1 4 号		2	公示			200	150	500				300				1.5	5		—	—	200
		実績				200	150	500				420				2.5	5		—	—	200	
3		公示			200	150	300				300				2.0	5		—	—	150		
		実績			(200)	150	(300)				430				2.8	5		—	—	150		
4		計画		100	150	150	300				300				1.5	5		—	—	150		
茨 内 共 第 1 5 号		2	公示	—		400	100	—	500	—	2,000		—			—	56	800	3		200	
	実績		—		400	100	—	500	—	3,170		—			—	56	800			200		
	3	公示	—		350	100	—	500	—	2,000		—			—	40	800	3		200		
		実績	—		350	100	—	470	—	2,100		—			—	40	800			200		
	4	計画	—		350	100	—	470	—	2,000		—			—	40	800	3		200		
	茨 内 共 第 1 7 号	2	公示	—		350	5	100	5	—	300		—			—		750		5	—	
実績			—		350	5	100		—	300		—			—		760			—		
3		公示	—		350	5	100		—	300		—			—		750		5	—		
		実績	—		700	5	(100)		—	300		—			—		780			—		
4		計画	—		350	5	100		—	300		—			—		800		5	—		

—: 漁業権対象外魚種 (): 放流予定数量
こい: KHVによる放流自粛が解除になった場合の計画

令和4年度 目標増殖量に係る意見聴取結果

注 ●…令和3年度実績・令和4年度計画量について（増減があった魚種について記載）

○…その他

免許番号	漁協名	内 容
茨内共第2号	常陸川	●3実績（ふな増） 現在こいの放流ができない分、ふなを多く放流しているため。 ○たねうなぎの自主放流、しじみの人工産卵・人工稚貝の放流を実施。えびの保護施設造成を引き続き実施したい。
茨内共第3号	牛久沼	●3実績（ふな増） 行政からの補助金が増額になったため。 3実績（うなぎ増） 地元団体からの放流事業の協力依頼があったため。 4計画（ふな増） 3実績と同様。 ○もつごの産卵場造成を実施したい。
茨内共第4号	小貝川 鬼怒小貝 関東 鬼怒利根	<小貝川> ●3実績・4計画ともに増減なし。 ○ふな・もつご・なまずの産卵場造成を引き続き実施したい。 <鬼怒小貝>
茨内共第5号	鬼怒小貝 関東 鬼怒利根	●3実績・4計画ともに増減なし。 ○あゆ等の産卵場造成を引き続き実施したい。 <関東>
茨内共第6号	鬼怒小貝 関東	●3実績・4計画ともに増減なし。 <鬼怒利根> ●3実績（第4号うなぎ減、第5号うなぎ増） 第4号・第5号ともに公示量は10kgとなっているが、第5号へまとめて20kg放流したため。 ●4計画（第4号うなぎ減、第5号うなぎ増） 3実績と同様。
茨内共第9号	新利根	●3実績・4計画ともに増減なし。 ○たなご・えび・どじょうの保護施設造成（おだ・真珠棚）を引き続き実施したい。
茨内共第10号		
茨内共第11号		
茨内共第12号	霞ヶ浦 桜川	<霞ヶ浦> ●3実績・4計画ともに増減なし。 <桜川> ●3実績（あゆ減） あゆが川に遡上してきておらず汲み上げ放流ができなかったため。 4計画（あゆ減） 来年度もあゆの汲み上げ放流は期待できないため。 ○自主保護区域の設定。あゆ・おいかわの産卵場造成を引き続き実施したい。
茨内共第13号	那珂川第一 那珂川	<那珂川第一> ●3実績・4計画ともに増減なし。 ○しじみ稚貝の放流。しじみの自主保護区域の設定。はぜ等の保護施設造成を引き続き実施したい。 <那珂川> ●3実績（あゆ増） 例年同程度放流しているため。（しかし、台風の影響等で川の環境が変化する可能性があるため、4計画は前年の公示量と同量としたい。） 3実績（かじか増） 仕入先からの納品量を増加できたため。 4計画（ふな減） 釣人が減少し雑魚券の売り上げが減少しており、負担が大きいため。 4計画（かじか減） 釣人からかじかが増えているという報告を多く受けているため、減とし資源動向を確認したい。 ○あゆ等の産卵場造成を引き続き実施したい。
茨内共第14号	大瀬沼	●3実績・4計画ともに増減なし。 ○しじみの種苗生産・稚貝放流を実施。あゆ・うぐい・おいかわの産卵場造成を引き続き実施、えび・ぼら・はぜの保護施設を設置したい。
茨内共第15号	久慈川	●3実績（うぐい減） 仕入単価があがったため。 3実績（あゆ増） 仕入先からの納品量を増加できたため。 3実績（いわな減） 放流用稚魚が確保できなかったため。 4計画（うぐい減） 3実績と同様。 ○あゆの一斉休漁の実施。あゆ・うぐい・おいかわの産卵場造成を引き続き実施したい。
茨内共第17号	大北川	●3実績（ふな増） へらぶな協会が放流する予定だった分を漁協で買い取り放流したため。 3実績（やまめ増） 多く放流しようと漁協内での意思決定があったため。 3実績（いわな減） 放流用成魚が確保できなかったため。 4計画（やまめ増） 3実績と同様。 ○あゆの産卵場造成、わかさぎの卵放流を引き続き実施したい。

放流以外の保護・増殖状況

漁協名	令和2年度				令和3年度				令和4年度(計画)			
	対象魚種	種別	箇所数	新規・増殖の別	河川名・場所	経費(円)	対象魚種	種別	箇所数	新規・増殖の別	河川名・場所	経費(円)
茨内共第2号	えび	保護施設造成(笹葉し)	5		常陸川日川地先		えび	保護施設造成(笹葉し)	5		常陸川日川地先	
茨内共第3号	もつこ	産卵場造成(ギンラン設置)	5	補修	牛久沼	5,000	もつこ	産卵場造成(塩ビ管設置)	20	新規	牛久沼	5,000
茨内共第4・5・6号	ふな、もつこ、なます	産卵場造成(シュロ)	1	継続	旧小貝川青木地先	10,000	ふな、もつこ、なます	産卵場造成(シュロ)	1	継続	旧小貝川青木地先	10,000
	あゆ	産卵場造成(河床耕耘)	1	新規	鬼怒川女方地先、下川島地先	70,510	あゆ	産卵場造成(河床耕耘)	2	新規	鬼怒川女方地先、下川島地先	140,000
関東												
鬼怒利根												
茨内共第9・10・11号	たなご、えび、どじょう	保護施設造成(おた、真珠棚)	100	継続	新利根川小野川		たなご、えび、どじょう	保護施設造成(おた、真珠棚)	100	継続	新利根川小野川	
茨内共第12号	あゆ	産卵場造成(河床耕耘)	1		桜川栗原公園地先		あゆ	産卵場造成(河床耕耘)	2	補修	桜川栗原公園地先	56,000
茨内共第13号	ぼら、はぜ	保護施設造成					ぼら、はぜ	保護施設造成	1	補修	那珂川	
	あゆ等	産卵場造成(河床耕耘)	1	新規	那珂川下伊勢畑地先	115,000	あゆ等	産卵場造成(河床耕耘)	1~2	新規	那珂川常陸大宮市地先	150,000
茨内共第14号	うぐい、おいかわ、あゆ	産卵場造成(河床耕耘)	2	新規	酒沼川、笠間市		うぐい、おいかわ、あゆ	産卵場造成(河床耕耘)	3	新規	酒沼川、笠間市	
茨内共第15号	あゆ	産卵場造成(河床耕耘)	1~5		久慈川辰ノ口上岩瀬地先	500,000	あゆ	産卵場造成(河床耕耘)	1~5	継続	久慈川辰ノ口上岩瀬地先	500,000
	うぐい	産卵場造成	1		八溝川黒沢地区		うぐい	産卵場造成	2			
茨内共第17号	わかさぎ	卵放流	1		水沼ダム	112,000	わかさぎ	卵放流			水沼ダム	100,000
							あゆ	産卵場造成(河床耕耘)	1	継続	花園川	20,000

その他の取組事例

常陸川	<ul style="list-style-type: none"> ・種うなぎ(40kg)の自主放流 ・しじみの人工産卵、人工養殖及び稚貝の放流
桜川	自主保護区域の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・青木堰直下、田土部堰直下、上大島堰直下及び魚道出入口 ・太田堰直下、北条堰直下及び魚道出入口 ・小田堰直下及び魚道出入口から20mの区域
那珂川第一	<ul style="list-style-type: none"> ・しじみ稚貝放流 ・しじみの自主保護区 ①水戸市小泉町地先右岸 ※毎年8/1～8/3(午前7時～正午)解禁 ②ひたちなか市美田多町地先左岸
大湊沼	しじみの増殖のため、しじみの種苗生産を行い、約3,000万粒の稚貝を放流。
久慈川	平成25年度より、あゆ資源保護のため、10月1日～10月7日の一週間一斉休漁を実施。(解禁は10月8日午前5時) 関係する漁法 あゆ友釣・あゆコロガシ釣り・あゆ投網・あゆ漁堰・やな採捕漁

* 第5種共同漁業権魚種以外のものも含む

資料No 3

漁 第 1010 号

令和 4 年 1 月 20 日

茨城県内水面漁場管理委員会

会長 高杉 則行 殿

茨城県知事 大井川



令和 2 年度資源管理の状況等の報告について

漁業法第 90 条第 1 項に基づき、漁業権者より報告のあった漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況等について、適切かつ有効に活用していることが確認されましたことを報告します。



漁業権にかかる資源管理状況等の報告について

令和4年2月24日
茨城県農林水産部漁政課

1 資源管理状況等の報告義務化

- ・漁業権者は漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況等を1年に1回以上、知事に報告することが義務付けられた。

(漁業法(昭和24年法律第267号)第90条第1項及び漁業法施行規則(昭和25年農林省令第16号)第28条第1項)

- ・知事は、同報告に係る事項に関する意見を付して、1年に1回以上海区漁業調整委員会(※内水面は内水面漁場管理委員会)への報告が義務付けられた。

(漁業法第90条第2項及び漁業法施行規則第28条第3項)

2 報告方法

- ・令和3年3月12日付け漁第1201号「漁業権に係る資源管理状況等の報告について(通知)」にて県内の漁業権を免許されている全漁業権者へ通知。
- ・対象期間 令和2年12月又は令和2年1月から12月まで、もしくは令和2年4月から令和3年3月までの間
- ・報告期限 3月31日(真珠養殖)又は総会終了後1ヵ月以内
- ・報告方法 規定の様式による。
- ・報告内容 主に以下の項目について報告

共同漁業権

(1) 資源管理に関する取組の実施状況	(2) 漁獲量その他の漁場活用状況
①漁業関係法令の遵守状況	①漁業の種類ごとの組合員行使権者数
②採捕の制限に関する取組の実施・遵守状況	②漁業の種類ごとの延べ操業日数
③資源の増殖に関する取組の実施状況	③採捕者数(遊漁券の販売枚数)
④その他の取組	④魚種別増殖実施量

区画漁業権(魚類)

(1) 資源管理の状況	(2) 生産量その他の漁場の活用状況
①漁業関係法令の遵守状況	①漁場の面積、構造、施設数等
②漁場環境の保全等の取組	②魚種ごとの生産量及び生産金額

区画漁業権（真珠）

(1) 資源管理の状況	(2) 生産量その他の漁場の活用状況
①漁業関係法令の遵守状況	①漁場の面積、構造、施設数等
②漁場環境の保全等の取組	②母貝数、生産量及び生産金額

※今回は未報告

3 報告結果について

共同漁業権漁場

(1) 資源管理に関する取組の実施状況

①漁業関係法令の遵守状況

- ・各漁場とも、漁業権者から行使者（組合員）に対して、漁業法及び県漁業調整規則等、漁業関係法令について指導が行われ、法令が遵守された。

②採捕の制限に関する取組の実施・遵守状況

- ・各漁場とも、組合員により、漁業の方法、統数又は規模の制限、区域及び期間等について、漁業権行使規則の規定が遵守された。

③資源の増殖に関する取組の実施状況

- 第1種共同漁業権漁場
 - ・茨内共第19、23、24号漁場において、しじみ稚貝の放流が行われた。
 - ・茨内共第24号漁場において、しじみ及びごかいの禁漁区域が設定された。
- 第5種共同漁業権漁場
 - ・各漁場において、増殖義務に基づいた漁業権対象種の放流が行われた。
 - ・茨内共第4～6、12～15、17号漁場において、カワウの追い払いが行われた。
 - ・茨内共第4、5、12、13、14、15号漁場において、あゆ、ふな、うぐい、おいかわ等の産卵場造成が行われた。
 - ・茨内共第4、9～13、15号漁場において外来魚の駆除活動が行われた。

④その他の取組

- ・各漁場において、組合員による定期的な密漁監視活動が行われた。
- ・小学生を対象としたウナギ、サケ、アユの放流体験又はサケの採卵見学会など、地元の水産業への理解を深める活動が行われた（茨内共第3～5、15号）。
- ・組合員、地域住民及び遊漁者等による漁場清掃活動が行われた（茨内共第3、4、9～13、24）。

(2) 漁獲量その他の漁場活用状況

① 漁業の種類ごとの組合員行使権者数

② 漁業の種類ごとの延べ操業日数

・別表1、2のとおり。

③ 採捕者数（遊漁券の販売枚数）

・別表3のとおり。

④ 魚種別増殖実施量

・「資料2-3」委員会報告のとおり。

区画漁業権漁場（魚類）

(1) 資源管理に関する取組の実施状況

① 漁業関係法令の遵守状況

・漁業関係法令が遵守された。

② 漁場環境の保全等の取組

・魚の状態を見ながら、注水及び酸素（エア）等をしながら、漁場環境を悪化させないように管理された。

(2) 生産量その他の漁場の活用状況

① 漁場の面積、構造、施設数等

・漁場面積 : 3,858 m² ・養殖施設構造 : 木材
・養殖施設数 : 1,655 m² ・左のうち使用施設数 : 1,655 m²

② 魚類の生産量及び生産金額

・生産量
金魚等 370,000 尾
・生産金額
1者だけの免許であるため、金額は公表しない

表1 漁業権漁場ごとの漁場活用状況(第1種共同漁業権)

漁場番号	茨内共第1号			茨内共第19号			茨内共第20号			茨内共第21号			茨内共第23号			茨内共第24号						
	令和2年4月～ 令和3年3月	延べ操業日数 (人・日)	漁獲量 (トン)	漁獲金額 (千円)	令和2年1月～ 12月	延べ操業日数 (人・日)	漁獲量 (トン)	漁獲金額 (千円)	令和2年1月～ 12月	延べ操業日数 (人・日)	漁獲量 (トン)	漁獲金額 (千円)	令和2年12月	延べ操業日数 (人・日)	漁獲量 (トン)	漁獲金額 (千円)	令和2年1月～ 12月	延べ操業日数 (人・日)	漁獲量 (トン)	漁獲金額 (千円)		
行使権者数(人)	50			188			96			96			1,350			348			327			
漁業の名称	えむし																					
	しじみ																					
	かき	0	0.00	0																		
	あさり	0	0.00	0																		
	はまぐり	0	0.00	0	810	0.25	0	20	0.10	0	10	0.01	0	150	0.10	0	30	150.00	0	43,200	1.30	539
備考	資源保護のため休漁																					

表2 漁業権漁場ごとの漁場活用状況(第5種共同漁業権)

漁場番号	茨内共第2号	茨内共第3号	茨内共第4号		茨内共第5号		茨内共第6号		茨内共第9号	茨内共第10号	茨内共第11号	茨内共第12号		茨内共第13号		茨内共第14号	茨内共第15号	茨内共第17号
	令和2年12月	令和2年4月～ 令和3年3月	令和2年1月～ 12月	令和2年4月～ 令和3年3月	令和2年1月～ 12月	令和2年4月～ 令和3年3月	令和2年1月～ 12月	令和2年4月～ 令和3年3月	令和2年4月～ 令和3年3月	令和2年4月～ 令和3年3月	令和2年4月～ 令和3年3月	令和2年4月～ 令和3年3月	令和2年12月	令和2年1月～ 12月	令和2年12月	令和2年1月～ 12月	令和2年4月～ 令和3年3月	令和2年1月～ 12月
行使権者数(人)	68	54	191	194	96	194	96	139	147	147	147	114	28	1,350	348	327	4,060	308
漁業の名称	延べ操業日数(人・日)																	
えび	0	1,080							127	57		70	0	800	0	44		
こい	0	420	600	0	100	10	100	12	1,890	100	3,690	40	0	700	0	287	800	0
ふな	0	420	560	1,800	100	1,800	100	0	3,060	670	3,690	40	0	700	8	271	1,500	16
うなぎ		780	2,150	1,200	1,000	1,203	1,000	0			1,800			18,000	17	949	2,000	16
わかさぎ	0	330							50	60		136	0	150	0	25		16
もつご		1,080	60	450	140	450	35	0										
ひがい			0	0	0	0												
たなご		1,080	250	0	150	0	150	19	0	57								
うぐい			0	0	0	0												
にこい			0	0	0	0								4,500	0	15	250	0
どじょう			220	500	0	500	100	0	476	18				0	0	100	0	
なまず			100	0	150	3												
あゆ			0	0	0	211								0	0	60,000	0	10
おいかわ		1,080	0	0	140	140	0	0						0	0	12,000	0	15
ぼら			0	0	0	0								600	0	146		0
はぜ														0	0	900	32	245
かじか														3,000	0			
やまめ														1,000	0			
いわな																	600	60
もろこ		1,080															100	0
さくらます																350	0	300
備考	12月単月報告に つき操業なし													12月単月報告に つき操業なし				

表3 遊漁券発行状況

漁業権漁場	種類	発行枚数※
茨内共第2号	雑	0
茨内共第3号	雑	1,643
茨内共第4～6号	あゆ	6
	雑	81
茨内共第9、10号	雑	218
茨内共第11号	雑	0
茨内共第12号	あゆ	0
	雑	135
茨内共第13号	あゆ、やまめ	161
	さくらます	15
	雑	160
	投網	67
茨内共第14号	雑	55
茨内共第15号	あゆ、やまめ、いわな	1,767
	さくらます	13
	雑	268
	投網	13
茨内共第17号	あゆ、やまめ、いわな	1,253
	雑	127

※日券、年券合算

<参考> 関係法令等

漁業法

(資源管理の状況等の報告)

- 第 90 条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第 26 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りではない。
- 2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

(内水面漁場管理委員会)

- 第 171 条 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。ただし、その区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖の規模が著しく小さい都道府県(海区漁業調整委員会を置くものに限る。)で政令で定めるものにあつては、都道府県知事は、当該都道府県に内水面漁場管理委員会を置かないことができる。
- 2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。
- 3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。
- 4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。ただし、第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会が行う。

漁業法施行規則

(資源管理の状況等の報告)

- 第 28 条 法第 90 条第 1 項の規定による報告は、当該都道府県知事が定める方法により、1 年に 1 回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。
- 2 法第 90 条第 1 項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 漁業権の種類及び免許番号
 - (2) 報告の対象となる期間
 - (3) 資源管理に関する取組の実施状況
 - (4) 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況
 - (5) 団体漁業権にあつては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況
 - (6) その他必要な事項
- 3 法第 90 条第 2 項の規定による海区漁業調整委員会への報告は、前項の報告に係る

事項に関する意見を付して、1年に1回以上行うものとする。

海面利用制度等に関するガイドライン

第4 漁業権

2 資源管理の状況等の報告

漁業権者の報告事項については、漁業の種類や地域の実情により、資源管理の状況、漁場の活用状況等を把握するために必要な情報は異なることを踏まえ、例えば、次の(1)から(3)に掲げるものが考えられる。

(1) 資源管理の状況

- ① 漁業関係法令の遵守状況
- ② 休漁日の設定、漁獲上限の設定、網目の拡大等の採捕の制限に関する取組の実施及び遵守の状況
- ③ 共同漁業権に基づく定着性水産動物の種苗放流や産卵場の造成等の資源の増殖に関する取組の実施状況

(2) 漁場の活用状況

ア 共同漁業権

- ① 漁業の種類ごとの組合員行使権者の数
- ② 漁業の種類ごとの操業日数又は操業期間
- ③ 漁業の種類ごとの漁獲量及び漁獲金額
- ④ 第5種共同漁業権にあつては採捕者数（遊漁券の販売枚数）又は魚種別増殖実施量

イ 定置漁業権

- ① 操業日数
- ② 漁獲量及び漁獲金額

ウ 個別漁業権としての区画漁業権

- ① 養殖施設数
- ② 養殖業の種類ごとの生産量及び生産金額
- ③ 区画の使用状況

エ 団体漁業権としての区画漁業権

- ① 養殖業の種類ごとの組合員行使権者の数
- ② 養殖業の種類ごとの養殖施設数
- ③ 養殖業の種類ごとの生産量及び生産金額
- ④ 区画の使用状況と組合員行使権者の行使状況
- ⑤ 行使料

- (3) その他必要な事項（事業計画書、業務報告書、販売伝票、漁場改善計画、水産用医薬品の使用記録等）

資源管理の状況等の報告

漁業協同組合

報告対象期間:令和 年 月～ 月

第1種共同漁業権(茨(内)共第 号)

1 資源管理に関する取組の実施状況					
漁業関係法令の遵守状況					
採捕の制限に関する取組の実施・遵守状況					
資源の増殖に関する取組の実施状況					
その他の取組					
2 漁獲量その他の漁場の活用状況					
漁業の名称	組合員行使権者数(人)	延べ操業日数(人・日)	漁獲量(トン)	漁獲金額(千円)	備考
漁業					
漁業					
漁業					
....					

<記載例>

資源管理の状況等の報告

●●漁業協同組合

報告対象期間:令和3年1月～12月

第1種共同漁業権(茨共第●号)

1 資源管理に関する取組の実施状況					
漁業関係法令の遵守状況	組合員に指導を行い、漁業法や県漁業調整規則等の漁業関係法令を遵守した。など				
採捕の制限に関する取組の実施・遵守状況	漁具制限(あわび、いせえび)、全長等制限(あわび、いせえび、はまぐり、こたまがい、うばがい)、操業期間(あわび、いせえび、はまぐり、こたまがい、うばがい)、はまぐり漁業輪番操業を実施した。など				
資源の増殖に関する取組の実施状況	あわび種苗放流(●cm ●千個)、はまぐり移植放流(●～●cm ●個)を実施した。など				
その他の取組	●●による他漁業との調整、陸上における密漁監視(●回)、漁港をきれいにする会事業等による港内の清掃・漁具整理、県主催あわび担当者会議の参加に取組んだ。など				
2 漁獲量その他の漁場の活用状況					
漁業の名称	組合員行使権者数(人)	延べ操業日数(人・日)	漁獲量(トン)	漁獲金額(千円)	備考
いせえび漁業	●	●	—	—	漁獲量等は漁獲管理情報処理システムにより別途報告済
うに漁業	●	●	—	—	
なまこ漁業	●	●	—	—	
あわび漁業	●	●	—	—	
かき漁業	●	●	●	●	
はまぐり漁業	●	●	—	—	漁獲量等は漁獲管理情報処理システムにより別途報告済
こたまがい漁業					
うばがい漁業					
わかめ、あらめ・かじめ漁業	●	●	●	●	
その他漁業	—	—	—	—	操業なし

資源管理の状況等の報告

報告対象期間:令和 年 月～ 月

第2種区画漁業権(茨内区第 号)

1 資源管理の状況			
漁業関係法令の遵守状況			
漁場環境の保全等の取組			
2 生産量その他の漁場の活用状況			
漁場面積			養殖施設構造
養殖施設数			左のうち使用施設数
魚種名	生産量(万尾)	生産金額(千円)	備考

<記載例>
資源管理の状況等の報告

●●養殖場

報告対象期間:令和3年1月～12月

第2種区画漁業権(茨内区第●号)

1 資源管理の状況			
漁業関係法令の遵守状況		・漁業関係法令を遵守し、適切な養殖業を行っている。など	
漁場環境の保全等の取組		・養殖数量を適切に管理し、漁場環境を悪化させる状況を発生させていない。 ・養殖施設を適切に管理しており、他者の漁業生産活動を妨げていない。など	
2 生産量その他の漁場の活用状況			
漁場面積	施設面積●㎡		養殖施設構造 木枠 など
養殖施設数	池●面(計●㎡)		左のうち使用施設数 池●面(計●㎡)
魚種名	生産量(万尾)	生産金額(千円)	備考
こい	●万尾	●千円	
金魚	●万尾	●千円	

資源管理の状況等の報告

漁業協同組合

報告対象期間:令和 年 月~ 月

第5種共同漁業権(茨内共第 号)

1 資源管理に関する取組の実施状況			
漁業関係法令の遵守状況			
採捕の制限に関する取組の実施・遵守状況			
資源の増殖に関する取組の実施状況			
その他の取組			
2 漁獲量その他の漁場の活用状況			
漁業の名称	組合員行使権者数 (人)	延べ操業日数 (人・日)	備考
漁業			
漁業			
漁業			
....			
遊漁券発行枚数		魚種別増殖実績	

<記載例>

資源管理の状況等の報告

●●漁業協同組合

報告対象期間:令和3年1月~12月

第5種共同漁業権(茨内共第●号)

1 資源管理に関する取組の実施状況			
漁業関係法令の遵守状況	漁業法、県漁業調整規則等の漁業関係法令を組合員行使権者に周知し、遵守した。など		
採捕の制限に関する取組の実施・遵守状況	漁業の方法、統数又は規模の制限、区域、期間等が漁業権行使規則の規定どおり遵守した。など		
資源の増殖に関する取組の実施状況	カワウの追い払い(●月●回)、産卵場の造成(アユ)、外来魚の駆除(●月●回)を実施した。など		
その他の取組	密漁監視活動(●回)、釣り教室実施(●回)、小学生向け体験学習(●回)、地域住民と連携した清掃活動(●回)を実施した。など		
2 漁獲量その他の漁場の活用状況			
漁業の名称	組合員行使権者数 (人)	延べ操業日数 (人・日)	備考
あゆ 漁業	●	●	行使規則により年間の操業期間は●月●日から●月●日までとされている。
うなぎ 漁業	●	●	行使規則により年間の操業期間は●月●日から●月●日までとされている。
こい 漁業	●	●	
ふな 漁業	●	●	
えび 漁業	●	●	
たなご 漁業	●	●	
どじょう 漁業	●	●	
わかさぎ 漁業	●	●	行使規則により年間の操業期間は●月●日から●月●日までとされている。
遊漁券発行枚数	別紙1のとおり	魚種別増殖実績	別紙2のとおり